

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに  
よってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児短時間勤務制度の周知と定着

<対策>

令和3年4月～ 現行制度の内容や相談担当窓口の周知と、復職予定者等に対する情  
報提供及び相談対応を随時実施するなど、サポート体制を整備する。  
法改正があった場合は社内イントラネットへの掲示内容の更新を  
随時行うなど、制度の定着化を図る。

目標2：両立支援制度の整備と改善

<対策>

令和3年4月～ 社員へのニーズ調査を実施し、支援制度の改善点を検証する。  
育児短時間勤務制度の取得可能期間延長（3才以上へ）や子の看護  
休暇（無給）を有給化するなど、より利用しやすい柔軟な勤務制度  
への見直しを検討する。